**■大規模集客施設に該当する施設の例**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **建築物用途** | **大規模集客施設に該当する用途例** | **備　考** |
| 店　　舗 | 物販店舗、サービス店舗（銀行のＡＴＭ、クリーニング店、理髪店等を含む） | 売場等の他、通路、バックヤード等を含み、その用途部分の床面積の合計が１万㎡を超えるもの。駐車場は含まない。 |
| 飲 食 店 | レストラン、喫茶店 |
| 展 示 場 | イベント施設、メッセ |
| 遊戯場等 | マージャン屋、ぱちんこ店、ゲームセンター、アミューズメント施設、大規模テーマパーク、カラオケボックス、競馬・競輪・オートレース券売所、その他 |
| 劇 場 等 | 劇場（音楽ホール、演劇ホール、多目的ホール）映画館（シネコン含む）、寄席等の演芸場、観覧場（客席のある総合体育館、スタジアム（屋外観覧場を含む））、その他 | 客席部分が１万㎡を超えるもの。 |

※詳細は、熊本市都市建設局 都市政策部 建築指導課（096-328-2513）まで